

代理店各位



平成14年4月自賠責保険制度改定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、自賠責保険業務に関しましては格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、改正自動車損害賠償保障法（自賠法）が平成14年4月に施行され、自賠責保険制度は大福に改定されることとなりました。（裏面に、自賠責保険制度改定の概要を掲載しておりますのでご参照ください。）

今般の自賠法改正におきましては、被保険者や被害者の皆さまへの情報提供を適切に行っていくことは大きな柱の一つとされており、保険金のお支払い時などの場合は書面で必要な情報を提供することが保険会社に義務づけられております。

そこで、この自賠法改正の趣旨を踏まえ、自賠責保険の契約締結時にもご契約者の皆さまへ必要な情報を提供するため、自賠責保険の概要などを記載したちらしを作成し、配布することといたしました。

また、自賠法改正に伴い、自賠責保険普通保険約款も一部改定し、平成14年4月1日以降保険始期のご契約より適用することといたしますので、同ちらしの裏面には改定後の約款を記載しております。

つきましては、ご契約を締結され、自賠責保険証明書および領収証をご契約者に交付される際に、同ちらしを合わせてお渡しいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

(保険会社名一覧)